

日薬連発第 825 号
2024 年 12 月 23 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認 調査等の
実施要綱等について」の一部改正について**

標記について、令和 6 年 12 月 23 日付け薬機発第 8590 号にて（独）医薬品
医療機器総合機構 理事長より通知がありました。（日薬連宛て：薬機発第 8588
号）

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしく
お願い申し上げます。

薬機発第 8 5 9 0 号
令和 6 年 12 月 23 日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤 原 康 弘
(公 印 省 略)

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認
調査等の実施要綱等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせ
します。

薬機発第 8 5 8 8 号
令和 6 年 12 月 23 日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤 原 康 弘
(公 印 省 略)

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の一部改正について

平素より独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施方法については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成 2 4 年 3 月 2 日付け薬機発第 0 3 0 2 0 7 0 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めているところです。

今般、当該通知における各種実施要綱等について、下記の各事項を措置するため、別添新旧対照表のとおり改正することとしたことから、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本日より施行することとします。

記

- ・ 関西支部テレビ会議システムの利用料無償化に伴う利用手続きの変更を行うとともに、利用対象の拡大を行う（別添 2 3）。
- ・ 医薬品革新的製造技術相談の経過措置（対象の限定）における「連続生産」部分を解除する（別添 3 2）。

- ・ その他所要の記載整備を行う。

以上

別記

日本製薬団体連合会会長
日本製薬工業協会会長
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長
一般社団法人欧州製薬団体連合会会長
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
一般社団法人米国医療機器・I V D工業会会長
欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会委員長
日本化粧品工業会会長
日本輸入化粧品協会理事長
日本石鹼洗剤工業会会長
日本浴用剤工業会会長
一般社団法人日本エアゾール協会会長
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合理事長
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長
欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会委員長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
日本パーマメントウェーブ液工業組合理事長
日本歯磨工業会会長
日本ヘアカラー工業会会長
日本家庭用殺虫剤工業会会長
日本防疫殺虫剤協会会長
一般社団法人日本Q A研究会会長
一般社団法人安全性試験受託研究機関協議会会長
一般社団法人日本血液製剤協会理事長
一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長
公益社団法人日本医師会会長
医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事
日本ジェネリック製薬協会会長
公益社団法人東京医薬品工業協会会長
関西医薬品協会会長
一般社団法人日本バイオテック協議会会長
一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事会長
一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別添 10) 対面助言のうち、医薬品及び再生医療等製品の対面助言事後相談に関する実施要綱 1. (略) (1) (略) (2) 対面助言事後相談の記録を希望する場合 (有料) ①～⑥ (略) ⑦その他 <u>Web会議システム (本通知の別添 23-2 参照) を使用する場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部 (以下「機構東京本部」という。) の会議室と一般社団法人富山県薬業連合会の会議室とを接続することもできます。なお、機構東京本部と一般社団法人富山県薬業連合会のみを接続する場合は、本通知の別添 23-2 に基づく手続きは省略します。</u> <u>なお、実施方法は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。</u>	(別添 10) 対面助言のうち、医薬品及び再生医療等製品の対面助言事後相談に関する実施要綱 1. (略) (1) (略) (2) 対面助言事後相談の記録を希望する場合 (有料) ①～⑥ (略) ⑦その他 <u>機構 (東京) の会議室又は関西支部テレビ会議システムを利用することができます。関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合は、別添 23 「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」 に基づく必要な手続きを行ってください。</u> <u>機構 (東京) の会議室又は関西支部テレビ会議システム利用以外に、以下の場所で、機構 (東京) と接続した Web 会議システムを利用することができます。なお、Web 会議のうち機構 (東京) と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添 23-2 に基づく手続きは省略とします。</u> <u>ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u>

(3) 対面助言事後相談の記録を希望する場合（無料） ①～③（略） ④その他 <u>上記1.（2）⑦を参照してください。</u> 2. <u>相談の申込先及び問合せ先</u> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課 電話（ダイヤルイン） 03-3506-9556 ファクシミリ 03-3506-9443 電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp 受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までです。<u>ただし、事後相談質問申込書の受付時間は午前9時30分から正午までです。</u>	<u>イ 一般社団法人富山県薬業連合会</u> (3) 対面助言事後相談の記録を希望する場合（無料） ①～③（略） ④その他 <u>機構（東京）の会議室以外に、以下の場所で、機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。なお、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略とします。</u> <u>ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>イ 一般社団法人富山県薬業連合会</u> 2. <u>相談の申込みに関する問合せ、疑義がある場合の照会先</u> <u>申込先及び疑義がある場合の照会先：</u> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課 電話（ダイヤルイン） 03-3506-9556 ファクシミリ 03-3506-9443 電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp 受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）の午前9時30分から<u>正午</u>までです。<u>時間厳守でお願いします。</u>
--	---

(2) 提出確認相談の記録を希望しない場合（無料） ① 申込方法 （略） （削除） ②～⑤（略） 3. 医薬品申請電子データ提出方法相談（以下「提出方法相談」という。） （1）申込方法 （略）	<u>面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」に基づく必要な手続きを行ってください。</u> (2) 提出確認相談の記録を希望しない場合（無料） ① 申込方法 （略） <u>申込先及び疑義がある場合の照会先：</u> <u>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2</u> <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査</u> <u>マネジメント課</u> <u>電話（ダイヤルイン） 03-3506-9556</u> <u>ファクシミリ 03-3506-9443</u> <u>電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp</u> <u>受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）</u> <u>の午前9時30分から正午までです。時間厳守でお願い</u> <u>します。</u> ②～⑤（略） 3. 医薬品申請電子データ提出方法相談（以下「提出方法相談」という。） （1）申込方法 （略）
---	--

(削除)	<u>申込先及び疑義がある場合の照会先：</u> <u>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2</u> <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査</u> <u>マネジメント課</u> <u>電話（ダイヤル） 03-3506-9556</u> <u>ファクシミリ 03-3506-9443</u> <u>電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp</u> <u>受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）</u> <u>の午前9時30分から正午までです。時間厳守でお願い</u> <u>します。</u>
(2) ～ (9) (略)	(2) ～ (9) (略)
(削除)	<u>(10) その他</u> <u>関西支部テレビ会議システムを利用することができます。関西支</u> <u>部テレビ会議システムの利用を希望する場合は、別添23「対面助</u> <u>言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」に基づく必要</u> <u>な手続きを行ってください。</u>
4. 医薬品申請電子データ提出免除相談（以下「提出免除相談」とい う。） (1) 申込方法 (略)	4. 医薬品申請電子データ提出免除相談（以下「提出免除相談」とい う。） (1) 申込方法 (略)

(削除)	申込先及び疑義がある場合の照会先： <u>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2</u> <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査</u> <u>マネジメント課</u> <u>電話（ダイヤルイン） 03-3506-9556</u> <u>ファクシミリ 03-3506-9443</u> <u>電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp</u> <u>受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）</u> <u>の午前9時30分から正午までです。時間厳守でお願い</u> <u>します。</u>
(2) ～ (9) (略) (削除)	(2) ～ (9) (略) (10) その他 <u>関西支部テレビ会議システムを利用することができます。関西支</u> <u>部テレビ会議システムの利用を希望する場合は、別添23「対面助</u> <u>言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」に基づく必要</u> <u>な手続きを行ってください。</u>
5. 相談の申込先及び問合せ先 <u>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2</u> <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審</u> <u>査マネジメント課</u> <u>電話（ダイヤルイン） 03-3506-9556</u> <u>ファクシミリ 03-3506-9443</u> <u>電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp</u> <u>受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除</u> <u>く。）の午前9時30分から午後5時までです。た</u> <u>だし、新医薬品の申請電子データ提出に係る相談</u>	(新設)

日程調整依頼書の受付時間は午前 9 時 3 0 分から
正午までです。

(別添15) 対面助言のうち、簡易相談に関する実施要綱 (略) 1. (略) 2. 簡易相談の実施方法について <u>Web会議システム（本通知の別添23-2参照）を使用する場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部（以下「機構東京本部」という。）の会議室と一般社団法人富山県薬業連合会の会議室とを接続することもできます。なお、機構東京本部と一般社団法人富山県薬業連合会のみを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略します。</u> また、GMP/QMS調査、GCTP調査に関する相談に限り、関西支部調査課において対応できる場合がありますので、希望する場合には申込書に「関西支部での簡易相談を希望」と記載してください。 <u>なお、実施方法は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。</u> 3.・4. (略) 5. 簡易相談の予約依頼方法について (1)～(4) (略)	(別添15) 対面助言のうち、簡易相談に関する実施要綱 (略) 1. (略) 2. 簡易相談の実施方法について <u>以下の場所で機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。なお、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略とします。</u> ① <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> ② <u>一般社団法人富山県薬業連合会</u> また、GMP/QMS調査、GCTP調査に関する相談に限り、関西支部調査課において対応できる場合がありますので、希望する場合には申込書に「関西支部での簡易相談を希望」と記載してください。 3.・4. (略) 5. 簡易相談の予約依頼方法について (1)～(4) (略)
--	---

(5) 電話による助言等、相談方法に希望がある場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書(簡易相談)」に、電話による助言を希望する等、その旨を記入してください。

(注)

相談内容に応じて機構で相談方法を選択しますので、希望に添えない場合がございます。一般用医薬品及び医薬部外品、防除用製品に係る電話による助言については、以下に示す相談内容のみに限ります。

(略)

また、医薬部外品に係る電話による助言については、回答が簡潔である場合、希望により機構からの電子メール又はファクシミリによる送付が可能です。電子メール又はファクシミリによる助言を希望する場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書(簡易相談)」の備考欄に、電子メール又はファクシミリによる助言を希望する旨を記入してください。

(以下略)

(5) 書面による助言等、相談方法に希望がある場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書(簡易相談)」に、書面による助言を希望する等、その旨を記入してください。

(注)

相談内容に応じて機構で相談方法を選択しますので、希望に添えない場合がございます。一般用医薬品及び医薬部外品、防除用製品に係る書面による助言については、以下に示す相談内容のみに限ります。

(略)

また、医薬部外品に係る書面による助言については、回答が簡潔である場合、希望により機構からの電子メール又はファクシミリによる送付が可能です。電子メール又はファクシミリによる助言を希望する場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書(簡易相談)」の備考欄に、電子メール又はファクシミリによる助言を希望する旨を記入してください。

(以下略)

(別添15-4) 対面助言のうち、認証基準該当性簡易相談に関する実施要綱 (略) 1. (略) 2. 簡易相談の実施方法について <u>Web会議システム（本通知の別添23-2参照）を使用する場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部（以下「機構東京本部」という。）の会議室と一般社団法人富山県薬業連合会の会議室とを接続することもできます。なお、機構東京本部と一般社団法人富山県薬業連合会のみを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略します。</u> <u>なお、実施方法は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。</u> 3.・4. (略) 5. 簡易相談の予約依頼方法について (1)～(4) (略) (5) <u>電話</u>による助言を希望する場合等、相談方法に希望がある場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書（認証基準該当性簡易相談）」に、<u>電話</u>による助言を希望する等、その旨を記入してください。ただし、相談内容に応じて機構で相談方法を選択しますので、希望に添えない場合がございます。	(別添15-4) 対面助言のうち、認証基準該当性簡易相談に関する実施要綱 (略) 1. (略) 2. 簡易相談の実施方法について <u>以下の場所で機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。なお、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略とします。</u> <u>① 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>② 一般社団法人富山県薬業連合会</u> 3.・4. (略) 5. 簡易相談の予約依頼方法について (1)～(4) (略) (5) <u>書面</u>による助言を希望する場合等、相談方法に希望がある場合、(1)で作成した「対面助言予約依頼書（認証基準該当性簡易相談）」に、<u>書面</u>による助言を希望する等、その旨を記入してください。ただし、相談内容に応じて機構で相談方法を選択しますので、希望に添えない場合がございます。
--	--

(以下略)

(以下略)

(別添 1 6) 新医薬品、後発医薬品、一般用医薬品、再生医療等製品及び医薬部外品の事前面談に関する実施要綱 1. 新医薬品、後発医薬品及び一般用医薬品に関する対面助言の事前面談について (略) (1) 事前面談の内容 事前面談は、対面助言を円滑に進めるため、事前に相談項目の整理等を行うものです。したがって、データの評価等は対面助言の場において行い、事前面談では行いません。また、事前面談の記録は作成しません。 再審査及び再評価に関する簡易な質問については、本通知に定める事前面談の実施要綱に従って取り扱います。 治験計画届書及び治験中の副作用症例等報告等の手続きに関する質問については、事前面談ではなく、審査マネジメント部審査企画課まで問い合わせてください。 (2) ～ (4) (略) (5) その他 <u>Web 会議システム（本通知の別添 2 3－2 参照）を使用する場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部（以下「機構東京本部」という。）の会議室と一般社団法人富山県薬業連合会の会議室とを接続することもできます。なお、機構東京本部と一般社団法人富山県薬業連合会のみを接続する場合は、本通知の別添 2 3－2 に基づく手続きは省略します。</u>	(別添 1 6) 新医薬品、後発医薬品、一般用医薬品、再生医療等製品及び医薬部外品の事前面談に関する実施要綱 1. 新医薬品、後発医薬品及び一般用医薬品に関する対面助言の事前面談について (略) (1) 事前面談の内容 事前面談は、対面助言を円滑に進めるため、事前に相談項目の整理等を行うものです。したがって、データの評価等は対面助言の場において行い、事前面談では行いません。また、事前面談の記録は作成しません。 再審査及び再評価に関する簡易な質問については、本通知に定める事前面談の実施要綱に従って取り扱います。 治験計画届書及び治験中の副作用症例等報告等の手続きに関する質問については、事前面談ではなく、審査マネジメント部審査企画課<u>治験情報等管理室</u>まで問い合わせてください。 (2) ～ (4) (略) (5) その他 <u>新医薬品（再審査及び再評価に関する簡易な質問を含む。）、後発医薬品及び一般用医薬品の対面助言の事前面談については、以下の場所で、機構（東京）と接続したWeb 会議システムを利用することができます。なお、Web 会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添 2 3－2 に基づく手続きは省略とします。</u> <u>① 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>② 一般社団法人富山県薬業連合会</u>
--	--

なお、実施方法は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。

2. 再生医療等製品に関する対面助言の事前面談について
(略)

(1) (略)

(2) 再生医療等製品事前面談の記録を希望する場合 (有料)

①～⑥ (略)

⑦ その他

上記1. (5) を参照してください。

(3) 再生医療等製品事前面談の記録を希望しない場合 (無料)

①～③ (略)

④ その他

上記1. (5) を参照してください。

2. 再生医療等製品に関する対面助言の事前面談について
(略)

(1) (略)

(2) 再生医療等製品事前面談の記録を希望する場合 (有料)

①～⑥ (略)

⑦ その他

機構（東京）の会議室又は関西支部テレビ会議システムを利用することができます。関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合は、別添23「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」に基づく必要な手続きを行ってください。

機構（東京）の会議室又は関西支部テレビ会議システム利用以外に、以下の場所で、機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。なお、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添23-2に基づく手続きは省略とします。

ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部

イ 一般社団法人富山県薬業連合会

(3) 再生医療等製品事前面談の記録を希望しない場合 (無料)

①～③ (略)

④ その他

機構（東京）の会議室以外に、以下の場所で、機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。な

3. 医薬部外品（防除用医薬部外品を除く。以下同じ。）に関する対面助言の事前面談について （略） （１）～（４）（略） （５）その他 <u>上記１．（５）を参照してください。</u> 4. <u>相談の申込先及び問合せ先</u> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課 電話（ダイヤル） ０３－３５０６－９５５６ ファクシミリ ０３－３５０６－９４４３ 電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp 受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）の午前９時３０分から午後５時までです。<u>ただし、事前面談質問申込書の受付時間は午前９時３０分から正午までです。</u>	<u>お、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添２３－２に基づく手続きは省略とします。</u> <u>ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>イ 一般社団法人富山県薬業連合会</u> 3. 医薬部外品（防除用医薬部外品を除く。以下同じ。）に関する対面助言の事前面談について （略） （１）～（４）（略） （５）その他 <u>医薬部外品の対面助言の事前面談については、以下の場所で、機構（東京）と接続したWeb会議システムを利用することができます。なお、Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添２３－２に基づく手続きは省略とします。</u> <u>① 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>② 一般社団法人富山県薬業連合会</u> 4. <u>相談の申込みに関する問合せ、疑義がある場合の照会先申込先及び疑義がある場合の照会先：</u> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課 電話（ダイヤル） ０３－３５０６－９５５６ ファクシミリ ０３－３５０６－９４４３ 電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp
---	--

	受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）の午前9時30分から<u>正午</u>までです。<u>時間厳守</u>をお願いします。
--	--

(別添 1 6 - 2) カルタヘナ法関連相談の事前面談に関する実施要綱 (略) (1) (略) (2) カルタヘナ法関連相談事前面談の記録を希望する場合 (有料) ①～⑥ (略) ⑦ その他 <u>Web 会議システム (本通知の別添 2 3 - 2 参照) を使用する場合に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部 (以下「機構東京本部」という。) の会議室と一般社団法人富山県薬業連合会の会議室とを接続することもできます。なお、機構東京本部と一般社団法人富山県薬業連合会のみを接続する場合は、本通知の別添 2 3 - 2 に基づく手続きは省略します。</u> <u>なお、実施方法は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。</u> (3) カルタヘナ法関連相談事前面談の記録を希望しない場合 (無料) ①～③ (略) ④ その他 <u>上記 (2) ⑦を参照してください。</u>	(別添 1 6 - 2) カルタヘナ法関連相談の事前面談に関する実施要綱 (略) (1) (略) (2) カルタヘナ法関連相談事前面談の記録を希望する場合 (有料) ①～⑥ (略) ⑦ その他 <u>機構 (東京) の会議室又は関西支部テレビ会議システムを利用することができます。関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合は、別添 2 3 「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱」 に基づく必要な手続きを行ってください。</u> <u>機構 (東京) の会議室又は関西支部テレビ会議システム利用以外に、以下の場所で、機構 (東京) と接続した Web 会議システムを利用することができます。なお、Web 会議のうち機構 (東京) と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添 2 3 - 2 に基づく手続きは省略とします。</u> <u>ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部</u> <u>イ 一般社団法人富山県薬業連合会</u> (3) カルタヘナ法関連相談事前面談の記録を希望しない場合 (無料) ①～③ (略) ④ その他 <u>機構 (東京) の会議室以外に、以下の場所で、機構 (東京) と接続したテレビ会議システムを利用することができます。なお、</u>
--	---

Web会議のうち機構（東京）と以下の場所のみとを接続する場合は、本通知の別添２３－２に基づく手続きは省略とします。

ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部

イ 一般社団法人富山県薬業連合会

(4) 相談の申込先及び問合せ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課

電話（ダイヤル） ０３－３５０６－９５５６

ファクシミリ ０３－３５０６－９４４３

電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp

受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）
の午前９時３０分から午後５時までです。ただし、事前
面談質問申込書の受付時間は午前９時３０分から正午ま
でです。

(4) 相談の申込みに関する問合せ、疑義がある場合の照会先

申込先及び疑義がある場合の照会先：

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課

電話（ダイヤル） ０３－３５０６－９５５６

ファクシミリ ０３－３５０６－９４４３

電子メールアドレス：shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp

受付時間：月曜日から金曜日まで（国民の祝日等の休日を除く。）
の午前９時３０分から正午までです。時間厳守でお願い
します。

(別添 2 3)

対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱

本通知の別添に定める対面助言等において面談を実施する際は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構東京本部（以下「機構東京本部」という。）と関西支部を接続したテレビ会議システム（以下「関西支部テレビ会議システム」という。）を利用することができます。

(削除)

(別添 2 3)

対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用要綱

1. テレビ会議システムの利用が可能な相談等

独立行政法人医薬品医療機器総合機構とその関西支部を接続したテレビ会議システム（以下「関西支部テレビ会議システム」という。）の利用が可能となる相談等（以下「対象相談」という。）は以下のとおりです。ただし、別添 1 0、1 1、1 6 及び 1 6－2 に係る相談については、相談記録の作成を希望する相談に限りです。

- 対面助言のうち、新医薬品（医療用のみ。以下同じ。）及び生物学的製剤等の治験相談（新医薬品の先駆け総合評価相談、新医薬品の事前評価相談、新医薬品の優先審査品目該当性相談、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談、新医薬品の対面助言事後相談、新医薬品の申請電子データの提出に係る相談、医薬品 G C P / G L P / G P S P 相談及び医薬品信頼性基準適合性調査相談を除く。）（本通知の別添 1、以下同じ。）
- 対面助言のうち、医薬品安全性相談（ICH S1B(R1)ガイドラインに係る相談）（別添 1－2）
- 対面助言のうち、先駆け総合評価相談（別添 2）
- 対面助言のうち、新医薬品の事前評価相談（別添 3）
- 対面助言のうち、新医薬品の優先審査品目該当性相談及び条件付き承認品目該当性相談（別添 4）
- 対面助言のうち、ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談（別添 5）
- 対面助言のうち、後発医薬品の相談（別添 6）
- 対面助言のうち、医薬品軽微変更届事前確認相談（別添 6－2）

- 対面助言のうち、後発医薬品変更管理事前確認相談に関する実施要綱（別添６－３）
- 対面助言のうち、後発医薬品MF 確認相談に関する実施要綱（別添６－４）
- 対面助言のうち、一般用医薬品開発開始・申請前相談（別添７）
- 対面助言のうち、再生医療等製品の治験相談（再生医療等製品の先駆け総合評価相談、事前評価相談、対面助言事後相談及び信頼性基準適合性調査相談を除く。）（別添８）
- 対面助言のうち、再生医療等製品の事前評価相談（別添９）
- 対面助言のうち、医薬品及び再生医療等製品の対面助言事後相談に関する実施要綱（別添１０）
- 対面助言のうち、新医薬品の申請電子データの提出に係る相談（別添１１）
- 対面助言のうち、医療機器及び体外診断用医薬品の対面助言準備面談（別添１２）
- 対面助言のうち、医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談等（医療機器の先駆け総合評価相談、体外診断用医薬品の先駆け総合評価相談、医療機器GCP／GLP／GPSP相談及び医療機器信頼性基準適合性調査相談を除く。）（別添１３）
- 対面助言のうち、GCP／GLP／GPSP相談（別添１４）
- 新医薬品、後発医薬品、一般用医薬品、再生医療等製品及び医薬部外品の事前面談に関する実施要綱（別添１６）
- 医療機器及び体外診断用医薬品の全般相談（別添１７）
- 医療機器の同時申請相談（別添１８）
- 医療機器の対面助言フォローアップ面談（別添１９）
- 信頼性基準適合性調査相談（別添２０）

また、本通知の別添に定める対面助言等以外に、以下の面談においても関西支部テレビ会議システムを利用することができます。	• <u>医薬品再審査適合性調査相談（別添２０－２）</u> • <u>医薬品/再生医療等製品添付文書改訂根拠資料適合性調査相談（別添２０－３）</u> • <u>医療機器使用成績評価適合性調査相談（別添２０－４）</u> • <u>対面助言のうち、医薬部外品開発相談（別添２４）</u> • <u>対面助言のうち、医薬部外品事前確認相談（別添２４－２）</u> • <u>対面助言のうち、医薬品の疫学調査相談（別添２６）</u> • <u>対面助言のうち、医薬品/再生医療等製品の添付文書改訂に係る相談（別添２７）</u> • <u>医療機器レジストリ活用相談（別添２９）</u> • <u>医薬品/再生医療等製品レジストリ活用相談（別添２９－２）</u> • <u>医薬品データベース活用相談（別添２９－３）</u> • <u>医療機器レジストリ信頼性調査相談（別添３０）</u> • <u>医薬品/再生医療等製品レジストリ信頼性調査相談（別添３０－２）</u> • <u>医薬品データベース信頼性調査相談（別添３０－３）</u> • <u>対面助言のうち、カルタヘナ法関連相談に関する実施要綱（別添３１）</u> • <u>カルタヘナ法関連相談の事前面談に関する実施要綱（別添１６－２）</u> • <u>対面助言のうち、医薬品革新的製造技術相談に関する実施要綱（別添３２）</u> • <u>対面助言のうち、医薬品のＢＣＳに基づくバイオウエーバーに係る相談に関する実施要綱（別添３４）</u> • <u>対面助言のうち、小児用医薬品開発計画確認相談に関する実施要綱（別添３５）</u>
---	---

- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書第179条に基づいて実施する安全対策に関する相談
- ・ 新医薬品（バイオ後続品を含み、一般用医薬品は除く。）、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認申請後に実施される初回面談／品目説明会

関西支部テレビ会議システムの利用手順は以下のとおりです。

1. 日程調整

関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合、対象相談の日程調整の際に、対象相談の日程調整依頼書、質問申込書、予約依頼書又は相談申込票に次の事項を明示してください。また、初回面談／品目説明会においては、審査部担当者に次の事項を連絡してください。

(明示事項)

- ・ 関西支部テレビ会議システム利用希望の旨
- ・ 同時通訳設備の利用希望の有無
- ・ （同時通訳設備の利用希望ありの場合）外国語話者及び通訳者の参加会場（機構東京本部又は関西支部のいずれか）

(留意事項)

- ・ 関西支部テレビ会議システムとWeb会議システムは、同時に利用はできません。
- ・ 同時通訳設備を利用する際は、外国語話者と通訳者は同一の参加会場（機構東京本部又は関西支部のいずれか）に参集する必要があります。

- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務及び安全対策業務関係業務方法書第179条に基づいて実施する安全対策に関する相談
- ・ 新医薬品（バイオ後続品を含み、一般用医薬品は除く。）、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認申請後に実施される初回面談／品目説明会

2. 日程調整

対面助言等で関西支部テレビ会議システムの利用を希望される方は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。以下「業務方法書実施細則」という。）の様式第35号の表題部分のうち、「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用申込書」を「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用日程調整依頼書」と書き換えた上で、必要事項を記入し、対象相談の日程調整依頼書又は質問申込書と併せてファクシミリ、郵送又は電子メールにより審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出してください。

安全対策に関する相談で関西支部テレビ会議システムの利用を希望される方は、相談申込票を相談担当部署へ送付するとともに、「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用日程調整依頼書」をファクシミリ、郵送又は電子メールにより審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出してください。

初回面談／品目説明会で関西支部テレビ会議システムの利用を希望される方は、「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用日程調整依頼書」をファクシミリ、郵送又は電子メールにより審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出してください。

- ・ 実施形式は、相談申込者の希望を踏まえて機構において決定します。そのため、ご希望に添えない場合もありますので、了承ください。

2. 調整結果のお知らせ

(1) 受付部署からのご案内の送付がある相談（有料の相談）

対面助言等における関西支部テレビ会議システムの利用の可否は、対象相談の日程調整結果と併せて「対面助言実施のご案内」又は「面談実施のご案内」等として、審査マネジメント部審査マネジメント課又は審査業務部業務第一課/第二課より相談申込者の連絡先宛てに連絡します。

(2) 受付部署からのご案内の送付がない相談等（無料の相談等）

無料の事前面談、全般相談等の受付部署からのご案内の送付がない相談区分、安全対策に関する相談及び初回面談／品目説明会における関西支部テレビ会議システムの利用の可否は、相談等を実施する審査部等担当者（以下「相談担当部担当者」という。）より利用希望者の連絡先宛てに連絡します。

なお、時間外に到着した申込書は、受付の対象外としますので、了承ください。

3. 調整結果のお知らせ

対面助言等における関西支部テレビ会議システムの利用の可否は、対象相談の日程調整結果と併せて「対面助言実施のご案内」又は「面談実施のご案内（関西支部テレビ会議システム利用希望あり）」として、審査マネジメント部審査マネジメント課より利用申込者の連絡先宛てにファクシミリで連絡します。

安全対策に関する相談及び初回面談／品目説明会における関西支部テレビ会議システムの利用の可否は、「面談実施のご案内（関西支部テレビ会議システム利用希望あり）」として、審査マネジメント部審査マネジメント課より利用申込者の連絡先宛てにファクシミリで連絡します。

(削除)	<u>申込先及び疑義がある場合の照会先：</u> <u>〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル</u> <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査マネジメント部審査マネジメント課</u> <u>電話（ダイヤル） 03-3506-9556</u> <u>ファクシミリ 03-3506-9443</u> <u>電子メールアドレス</u> <u>(1). shinyaku-uketsuke@pmda.go.jp（ただし、以下の(2)を除く。）</u> <u>(2). kikitashin-uketsuke@pmda.go.jp（医療機器及び体外診断用医薬品の相談で利用する場合）</u> <u>受付時間：対象相談の受付時間に準じます。</u>
(削除)	<u>4. 手数料の振込と関西支部テレビ会議システムの申込み</u> <u>関西支部テレビ会議システムの利用が可能な場合、「対面助言実施のご案内」又は「面談実施のご案内」を受信した日の翌日から起算して15勤務日以内、又は対象相談の対面助言若しくは面談の実施前日のいずれか早い期日までに、該当する相談区分の手数料と併せて関西支部テレビ会議システム利用に係る手数料を市中銀行等から振り込んだ上で、相談自体の「申込書」及び「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利用申込書」の両方の申込書に必要事項を記入し、振込金受取書等の写しを添付の上、原則電子メールによる提出とし、電子メールによる提出が困難な場合にはファクシミリ、郵送又は持参により審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。郵送の場合には、封筒の表に「申込書在中」と朱書きしてください。</u> <u>なお、関西支部テレビ会議システムの利用料は、大阪府による「独立行政法人医薬品医療機器総合機構関西支部支援体制確立事</u>

3. <u>日程確定後に関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合 相談担当部担当者に上記 1 に示す明示事項を連絡してください。 会議室の利用状況等を確認の上、相談担当部担当者より関西支部テ レビ会議システムの利用の可否を連絡します。</u>	<u>業」の実施期間中は、業務方法書実施細則別表に定める額より減免 します。ただし、利用実績等を踏まえて利用料額等の見直しを行う ことがあります。</u> <u>安全対策に関する相談、初回面談／品目説明会及び無料の相談で 関西支部テレビ会議システムを利用する場合、「面談実施のご案内 （関西支部テレビ会議システム利用希望あり）」を受信した日の翌 日から起算して 1 5 勤務日以内、又は面談実施前日のいずれか早い 期日までに、関西支部テレビ会議システム利用に係る手数料を市中 銀行等から振り込んだ上で、「対面助言等における関西支部テレビ 会議システム利用申込書」に必要事項を記入し、振込金受取書等の 写しを添付の上、原則電子メールによる提出とし、電子メールによ る提出が困難な場合にはファクシミリ、郵送又は持参により審査マ ネジメント部審査マネジメント課に提出してください。郵送の場合 には、封筒の表に「申込書在中」と朱書きしてください。</u> 5. <u>対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は相談申込票の提出後 に関西支部テレビ会議システムの利用を希望する場合</u> <u>対象相談の日程調整依頼書、質問申込書又は相談申込票の提出時 には、関西支部テレビ会議システムの利用を希望しなかった場合で あって、特段の理由により利用を希望する場合は、本実施要綱の 2. を参考に「対面助言等における関西支部テレビ会議システム利 用日程調整依頼書」を提出してください。日程調整依頼書を受付 後、関西支部テレビ会議システムの利用状況等を確認の上、本実施 要綱の 3. のとおり関西支部テレビ会議システムの利用の可否を連 絡します。</u> <u>関西支部テレビ会議システムの利用が可能との連絡を受けた場合 には、受信した日の翌日から起算して 1 5 勤務日以内、又は対象相 談の対面助言若しくは面談の実施前日のいずれか早い期日までに、 関西支部テレビ会議システム利用に係る手数料を市中銀行等から振</u>
---	--

4. <u>関西支部テレビ会議システムの利用を取りやめる場合 相談担当部担当者に連絡してください。</u>	<u>り込んだ上で、「対面助言等における関西支部テレビ会議システム 利用申込書」に必要事項を記入し、振込金受取書等の写しを添付の 上、原則電子メールによる提出とし、電子メールによる提出が困難 な場合にはファクシミリ、郵送又は持参により審査マネジメント部 審査マネジメント課に提出してください。郵送の場合には、封筒の 表に「申込書在中」と朱書きしてください。</u> <u>なお、対面助言又は面談の実施日が迫っている場合等、ご希望に 沿えない場合がありますので、審査マネジメント部審査マネジメン ト課に架電にてお問い合わせください。</u> 6. <u>関西支部テレビ会議システムの利用を取りやめる場合</u> (1) <u>関西支部テレビ会議システム利用申込み後、対象相談の実施が 書面による助言に変更になった場合等、その利用を取りやめる 場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等手数料 収納事務実施細則（平成16年細則第5号。以下「手数料収納 事務実施細則」という。）の様式第31号「審査等手数料誤納 還付請求書」に必要事項を記入し、審査マネジメント部審査マ ネジメント課に提出してください。手数料の全額を還付しま す。</u> (2) <u>相談自体を取下げの際には、業務方法書実施細則の様式第33 号「対面助言取下願」及び様式第34号「医薬品等審査等手数 料還付請求書」により相談を取下げることと併せて、手数料収 納事務実施細則様式第31号「審査等手数料誤納還付請求書」 に必要事項を記入し、審査マネジメント部審査マネジメント課 に提出してください。それぞれ相談手数料は半額、関西支部テ レビ会議システム利用料は全額を還付します。</u> <u>なお、「対面助言取下願」の備考欄には、「関西支部テレビ 会議システム利用希望相談」と記載してください。</u>
--	--

(削除)	<u>(3) 申込者の都合で対面助言又は面談の実施日の変更を行う場合は、関西支部テレビ会議システムの利用に関しても再度申込みを行っていただきますので、業務方法書実施細則の様式第33号「対面助言取下願」、様式第34号「医薬品等審査等手数料還付請求書」及び手数料収納事務実施細則の様式第31号「審査等手数料誤納還付請求書」を審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。それぞれ相談手数料は半額、テレビ会議システム利用料は全額を還付します。</u> <u>なお、「対面助言取下願」の備考欄には、「関西支部テレビ会議システム利用希望相談」と記載してください。</u> <u>7. 関西支部テレビ会議システムの利用に当たっての留意事項</u> <u>関西支部テレビ会議システムの利用が可能な会議室が限られているため、対面助言又は面談の希望日は、希望月の上旬、中旬、下旬等に分散した複数の希望日を記載するようお願いします。なお、関西支部テレビ会議システムの利用が集中した場合、音声記録が必要な対面助言を優先します。</u>
-------------	---

(別添 3 2) 対面助言のうち、医薬品革新的製造技術相談に関する実施要綱 (略) 1. 相談の対象 医薬品の製造販売業又は製造業（外国製造業認定を含む）を取得している者が、GMP適用施設においてパイロットスケール以上の製造設備又はそれと同一のパイロットスケール以上の非GMP適用施設の製造設備を用いて行う、新たな革新的製造技術等を本相談の対象とします（医薬品品質相談で対応可能なものを除く）。なお、<u>当分</u>の間は、<u>実地確認</u>を希望する相談を本相談の対象とします。 2. 相談の区分及び内容 (1) 事前面談（手続き等については、本通知の別添 1 6 参照） ① 本相談への該当性確認のための事前面談 本相談を希望する場合は、本相談の実施依頼書提出に先立ち、事前面談にて、相談内容が本相談の対象となることを必ず確認してください。当該事前面談の受付日時は、原則として、4月と10月の第4火曜日の午前9時30分から正午までとします。なお、当該事前面談の受付は、各回につき、1社当たり1件までとします。 当該事前面談を申し込む際、本通知の別紙様式7「医薬品事前面談質問申込書」を用いてお申し込みください。その際、相談区分欄に「医薬品革新的製造技術相談」と記入し、担当分野は「医薬品品質管理部」を選択してください。<u>革新的製造技術</u>の適用を想定する品目のGMP調査実施者が都道府県の場合は、あらかじめ該当する都道府県に実地確認同行の可否を確認	(別添 3 2) 対面助言のうち、医薬品革新的製造技術相談に関する実施要綱 (略) 1. 相談の対象 医薬品の製造販売業又は製造業（外国製造業認定を含む）を取得している者が、GMP適用施設においてパイロットスケール以上の製造設備又はそれと同一のパイロットスケール以上の非GMP適用施設の製造設備を用いて行う、新たな革新的製造技術等を本相談の対象とします（医薬品品質相談で対応可能なものを除く）。なお、<u>当面</u>の間は、<u>実地確認</u>を希望する<u>連続生産に関する</u>相談を本相談の対象とします。 2. 相談の区分及び内容 (1) 事前面談（手続き等については、本通知の別添 1 6 参照） ① 本相談への該当性確認のための事前面談 本相談を希望する場合は、本相談の実施依頼書提出に先立ち、事前面談にて、相談内容が本相談の対象となることを必ず確認してください。当該事前面談の受付日時は、原則として、4月と10月の第4火曜日の午前9時30分から正午までとします。なお、当該事前面談の受付は、各回につき、1社当たり1件までとします。 当該事前面談を申し込む際、本通知の別紙様式7「医薬品事前面談質問申込書」を用いてお申し込みください。その際、相談区分欄に「医薬品革新的製造技術相談」と記入し、担当分野は「医薬品品質管理部」を選択してください。<u>連続生産</u>の適用を想定する品目のGMP調査実施者が都道府県の場合は、あらかじめ該当する都道府県に実地確認同行の可否を確認してくだ
---	---

してください。都道府県による実地確認同行が不可の場合は、本相談の申込はできません。GMP調査実施者が機構の場合は都道府県への確認は不要です。また、事前面談質問申込書の提出に際しては、以下に示す資料を添付の上、提出してください。

・ 8. (1) に関する資料

② (略)

(2) 医薬品革新的製造技術相談

医薬品革新的製造技術相談は、実地確認の要否及び確認に要する機構担当者の人数によって以下のいずれかの区分により実施します。実地確認の要否及び確認に要する機構担当者の人数については、事前面談において両方で検討しますが、当分の間は実地確認を希望する相談（実地確認Ⅰ又は実地確認Ⅱの区分）のみを本相談の対象とします。

(以下略)

さい。都道府県による実地確認同行が不可の場合は、本相談の申込はできません。GMP調査実施者が機構の場合は都道府県への確認は不要です。また、事前面談質問申込書の提出に際しては、以下に示す資料を添付の上、提出してください。

・ 8. (1) に関する資料

② (略)

(2) 医薬品革新的製造技術相談

医薬品革新的製造技術相談は、実地確認の要否及び確認に要する機構担当者の人数によって以下のいずれかの区分により実施します。実地確認の要否及び確認に要する機構担当者の人数については、事前面談において両方で検討しますが、当面の間は実地確認を希望する連続生産に関する相談（実地確認Ⅰ又は実地確認Ⅱの区分）のみを本相談の対象とします。

(以下略)